平成３０年（フ）第１０８号
仙台市太白区大谷地９番24号　レオパレス大谷地110
債務者　大場　貞子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
山形県鶴岡市大西町33番16号
債務者　佐藤　義美
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第９号
茨城県結城市大字結城200番地、前住所茨城県結城市大字結城2036番地　ジュネスコートⅡ－201
債務者　松井　正治
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２４号
茨城県結城市大字小田林2483番地２　菊地住宅６号
債務者　矢口　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野41番地６
債務者　長谷川哲郎
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１７号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸297番地の９
債務者　小川ロヂネイこと　ＲＩＢＥＩＲＯ　ＯＧＡＷＡ　ＲＯＤＮＥＹ
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１５９４号
千葉県市川市塩焼４丁目10番１棟109号（行徳ニューハイツ）
債務者　川田磨美子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８号
千葉県浦安市富岡３丁目３番Ｃ－1001号
債務者　對馬マリ子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番16棟102号
債務者　髙橋みつ子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８号
千葉市美浜区高洲２丁目８番１棟827号
債務者　林　　祐介
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７９号
千葉県市川市市川３丁目25番２号　（メゾン国府台102号）
債務者　関屋　雄一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０４号
千葉県船橋市薬円台３丁目12番５号　薬園台ヴィレッジＣ－202号
債務者　加藤　麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７０号
名古屋市中川区戸田明正３丁目603番地　戸田荘西２棟301号
債務者　浅井　加世
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地　豊山第１住宅　９Ｆ12
債務者　中井　優子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６５号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　111号棟202号室
債務者　髙本　真未
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
京都市中京区壬生賀陽御所町41番地16　パレスペテル　103号室、前住所京都市伏見区竹田醍醐田町41番地　市営住宅４棟201号
債務者　木本　　亮
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係